

役場からの便り

令和7年度泉崎村社会福祉協議会職員(事務職・保健師)採用候補者試験

☎泉崎村社会福祉協議会事務局
☎54・1555

令和7年4月1日採用予定の泉崎村社会福祉協議会職員採用候補者試験を行います。

職種(募集人員)	受験資格	試験方法
事務職 (若干名)	・昭和54年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ・学歴不問	1次試験：教養試験、適性検査 2次試験：個別面接、作文
保健師 (若干名)	・昭和49年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ・学歴不問 ・保健師の資格を有する者又は、令和7年3月末日までに取得見込みの者	1次試験：教養試験、専門試験 適性検査 2次試験：個別面接、作文

◆試験日程・試験会場

【1次試験】試験日程：令和6年9月22日(日) 9:20受付開始

試験会場：泉崎村保健福祉総合センター(泉崎村大字泉崎字山ヶ入101)

【2次試験】1次試験合格者に別途通知します。

◆受付期間

令和6年8月20日(火)～9月3日(火)まで(平日8:30～17:00)

郵便による申込書提出の場合は、令和6年8月30日(金)までの消印のあるものに限ります。

◆申込方法

- ・申込用紙は、泉崎村社会福祉協議会事務局で交付します。
- ・申込用紙を郵送により請求する場合は、「職員採用試験申込用紙請求」と朱記した封筒に、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。
- ・申込用紙に必要事項を記入し泉崎村社会福祉協議会事務局に提出してください。
詳しくは、泉崎村社会福祉協議会事務局までお問い合わせください。(☎0248-54-1555)

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎住民生活課 ☎53・2112

8月1日から被保険者証が新しくなります。

現在お使いの被保険者証(オレンジ色)は、令和6年7月31日で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

令和6年8月1日からは7月下旬に交付する新しい被保険者証(ピンク色)をご使用ください。

期限の切れた被保険者証は、被保険者証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、住民生活課へ返却いただくか、ご自身で破棄してください。

※ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

なお、マイナンバーカードと被保険者証の一体化により令和6年12月2日付けで被保険者証は廃止となりますが、7月下旬に交付する新しい被保険者証(ピンク色)は記載内容に変更がない限りそのまま有効期限である令和7年7月31日まで医療機関等でご使用いただけます。



住まいのリフォームのことなら何でもおまかせ!

あっとリフォーム

白河SR

〒961-0051
福島県白河市
大鹿島前21-1

ご相談 お見積 **無料!**

まずはお気軽にお電話ください。

0248-21-8452

FAX.0248-21-8087

<http://atreform.com/>

あっとリフォーム

検索

受付時間/10:00～17:00 定休日/水曜・祝日

郵便局でマイナンバーカード申請ができます

☎住民生活課 ☎53・2112

令和6年7月1日から、泉崎村内の郵便局でマイナンバーカードの申請支援を始めます。マイナンバーカード申請のための写真撮影、申請書の記入補助を郵便局員が行います。

予約は不要です。お気軽にご利用ください。

◆実施場所

- ・泉崎郵便局
- ・関平郵便局

◆受付時間

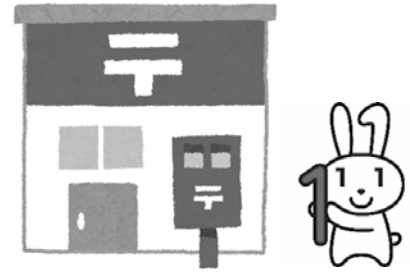
9:00～17:00 月曜日～金曜日 ※祝日年末年始を除く

◆対象者

泉崎村に住民票がある方 ※転出予定者は対象になりません。

◆持ち物

個人番号カード交付申請書 ※お持ちの方のみ



泉崎村木造住宅耐震診断制度のご案内

☎建設水道課 ☎53・2114

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣制度は、木造住宅の所有者で耐震診断を希望する方に、木造住宅耐震診断士を派遣する制度です。

建築士事務所に所属し、福島県木造住宅耐震者名簿に登録された建築士が診断を行います。

設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いのか、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。

また、診断結果、耐震基準に適合していない場合は耐震改修計画（耐震壁の位置、耐震改修工事費の概算等）を作成します。

◆対象となる木造住宅

次のすべてに該当する住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・所有者が自ら居住する住宅（併用住宅の場合は住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であること
- ・構造が、従来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法であり、地上階数が3以下のもの
- ・過去にこの制度による耐震診断を受けたことがないもの

◆申込受付期間

7月1日（月）～8月30日（金）

◆費用

個人負担額・・・木造住宅1戸当たり6,000円

※村税等を滞納している方は申込できません。

詳しくは建設水道課までお問い合わせください。

注文型の販売 「肉屋 きのうち」 はじめました

国産豚肉 商標登録 第6175634号

匠のぶら豚

福島県内では初めて、農場 HACCPとJGAPの
認証取得をした、安全で安心な豚肉となっております。
ご家庭用から贈答品も扱っておりますので、是非ご賞味ください。

ご注文の際は、いずれかの方法でご連絡ください

TEL・FAX: 0248-53-3420 Mail: info@kinouchifarm.co.jp LINE: 090-7938-2181

生産者: 株式会社 木野内ファーム 販売所: 肉屋 きのうち
福島県西白河郡泉崎村関和久明地15 福島県西白河郡泉崎村関和下町65-1

泉崎村誘致企業 第一号

明星電気株式会社

🌟クリーンな職場環境
🌟地元就職に最適!

泉崎村大字泉崎字十八夜1
TEL 0248-53-2611
<https://meiseidenki.co.jp/shirakawa/>

水道メーターの検針にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。メーター検針の支障にならないよう、下記につきましてご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにしてください。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつないでください。

検針員がメーターに近づくことができずに、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

樹木や生垣等の適切な管理について

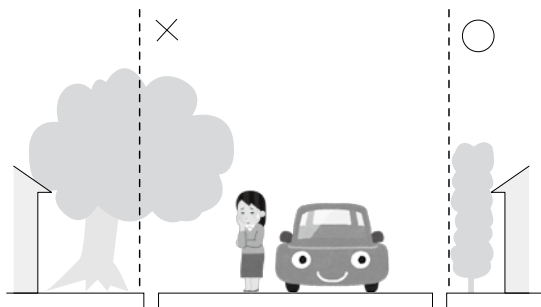
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いいたします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

Izumizaki-Country Village B・B・Q PARTY Plan 2024 4/1~11/30

おませしました! バーベキューガーデンOpenです!

〜〜 お仲間・ご家族でB・B・Qはいかがでしょう? 〜〜

BBQセット
1人前(税込) **2,800円**

肉だけセット
1人前(税込) **2,000円**

*その他ご予算に応じます。場所の貸出@600円も承ります。



SPA&SPORTS PUBLIC HOTEL Izumizaki Country Village
泉崎さつき温泉 泉崎カントリーヴィレッジ
e-mail : spa@izumizaki-cv.com ☎53-4211

公式SNSこちらでもチェック!

